

(商標権の譲受けの申請)

第四条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十二條第三項の規定により商標権の譲受けの申請をする組合等（商標法第七條の二第一項に規定する組合等をいう。次項において同じ。）は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を、法第二十二條第一項に規定する一般社団法人（次項において単に「一般社団法人」という。）に係る地域経済牽引事業計画の承認を行った都道府県知事又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 組合等の構成員の過半数が一般社団法人の社員であることを証する書面
- 1 組合等又はその構成員が法第四条第二項第一号に規定する促進区域で事業を行っていることを証する書面
- 2 組合等が一般社団法人から商標権の譲受けを申請することについて同意を得ていることを証する書面

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(特許法施行規則の一部改正)

2 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一條の二第二項中「出願審査の請求をするときに限る。）」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十一條第二項の規定の適用を受けようとするとき」を加える。

第六十九條第四項中「第三号まで」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十一條第一項」を加える。

様式第四十四の備考6中「出願審査の請求をするときに限る。）」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定の適用を受けようとするとき」「第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加える。

様式第六十九の備考7中「第17条第1項第1号から第3号まで」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第1項」「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二十一年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式十九の備考7中「第17条第1項第1号から第3号まで」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第21条第1項」「第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減」の下に「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第21条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加える。

様式第1（第1条関係）

【書類名】 特許料軽減申請書（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】 第 年分

【提出物件の目録】

(備考)

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3cmを超えてはならない。
- 3 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、「【、】」、「▲」又は「▼」を用いてはならない(欄名の前後に用いる「【」又は「】」を除く。)
- 4 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第1年分から第3年分まで又は特許料の第1年分から第3年分までと同時に第4年分以降を申請するときは「特願○○○○—○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第4年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
- 5 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。
- 6 「【住所又は居所】」は、都道府県都市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。
- 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。
- 8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 9 日本に事務所又は営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 10 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士の場合は「【弁理士】」と記載する。
- 11 代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。
- 12 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】